

広島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第四十四号

##### 広島県税条例の一部を改正する条例

広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条第一号中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。